

道路運送法

1. 案内情報

- 手続名 : 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更（営業所ごとに配置する事業用自動車の数）の届出
- 手続根拠 : ・道路運送法第42条の2第9項
・道路運送法施行規則第26条の6
- 手続対象者 : 一般貸切旅客自動車運送事業者
- 提出時期 : 当該事業計画の実施予定日の概ね7日前まで
- 提出方法 : 道路運送法施行規則第26条の6に基づき事業計画変更
事前届出書を作成し、必要とされる書類及び図面を添付
して、当該計画を実施しようとする土地を管轄する陸運
支局長又は陸運事務所長に提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類 : 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに
増車後必要となる車庫面積を記載した書類。
なお、面積に余裕がない場合は、車両配置平面図。
- 申請書様式 : 申請書の記載事項は次のとおり（道路運送法第42条の
6第2項）
・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ
の代表者の氏名
・営業所ごとに配置する事業用自動車の数（新旧の
対照を明示すること。）
- 記載要領・記載例 : 提出先となる各陸運支局又は沖縄陸運事務所の担当課に
お問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
各地方運輸局陸運支局輸送課等
沖縄総合事務局沖縄陸運事務所輸送課
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先